第二十三条　署名、批准、受諾及び承認

1　この条約は、二千十二年四月一日から十二箇月の間、ソウルにおいて、北太平洋における公海漁業の管理に関する多数国間会合に参加した国による署名のために開放しておく。

2　この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府である大韓民国政府に寄託する。寄託政府は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての批准書、受諾書及び承認書の寄託を通報するものとし、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約及び国際慣習法に基づく他の任務を遂行する。

第二十四条　加入

1　この条約は、前条1に規定する国による加入のために開放しておく。

2　この条約が効力を生じた後、締約国は、コンセンサス方式により、次のものに対し、この条約に加入するよう招請することができる。

(a)　他の国又は地域的な経済統合のための機関であって、その漁船が条約水域において漁業資源に係る漁獲活動を行うことを希望するもの

(b)　条約水域の他の沿岸国

3　2に規定する招請に関してコンセンサスに参加しない締約国は、委員会に対し、書面によりコンセンサスに参加しない理由を提出する。

4　加入書は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての加入について通報する。

第二十五条　効力発生

1　この条約は、四番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託政府が受領した日から百八十日で効力を生ずる。

2　この条約の効力発生のための要件が満たされた後この条約の効力発生の日までにこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三十日を経過した日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　この条約の効力発生の日の後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した締約国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。

第二十六条　留保及び適用除外

この条約については、留保を付することも、また、適用除外を設けることもできない。

第二十七条　宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関がこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の際に、特にその法令をこの条約の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約を適用するに当たり、この条約の規定の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第二十八条　他の協定との関係

1　この条約は、この条約と両立する他の協定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

2　この条約のいかなる規定も、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約については、千九百八十二年条約及び千九百九十五年協定の範囲内で、かつ、これらと適合するように解釈し、及び適用する。

第二十九条　改正

1　この条約の改正案は、その審議を提案する会合の少なくとも九十日前に書面により委員会の議長に送付されるものとし、委員会の議長は、これを委員会の全ての構成国に速やかに送付する。この条約の改正案は、委員会の構成国の過半数が当該改正案の討議のための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の通常会合において審議される。特別会合は、九十日前までに通報することによって開催することができる。

2　委員会におけるこの条約の改正の採択は、締約国がコンセンサス方式により行う。寄託政府は、採択された改正を全ての締約国に送付する。

3　改正は、寄託政府が全ての締約国から書面による承認の通告を受領した旨の通知に明記する送付の日の後百二十日で全ての締約国について効力を生ずる。

4　2の規定に従って改正が採択された後にこの条約の締約国となる国又は地域的な経済統合のための機関は、当該改正を承認したものとみなす。

第三十条　附属書

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

第三十一条　脱退

1　締約国は、いずれかの年の六月三十日以前に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告の写しを他の締約国に送付する。

2　1に規定する通告が行われた場合には、他の締約国は、1の規定に従って行われた脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十二年二月二十四日に東京で、ひとしく正文である英語及びフランス語により作成した。

附属書　漁業主体

1　漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を既に行っている場合又は当該漁獲を行う意図を有する場合には、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することにより、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。この約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、いずれかの年の六月三十日以前に寄託政府に書面による通告を行うことにより、その年の十二月三十一日に当該約束を撤回することができる。

2　1に規定する漁業主体は、寄託政府に対し書面を送付することにより、第二十九条3の規定によって改正される条約に定める条件に従う旨の確たる約束を表明することができる。この約束は、同条3の規定に定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守する旨の確たる約束を1の規定に従って表明した漁業主体は、委員会の構成国が負う義務を遵守しなければならず、また、この条約の規定に従い、委員会の活動（意思決定を含む。）に参加することができる。この条約の適用上、「委員会」又は「委員会の構成国」というときは、当該漁業主体を含む。

4　この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従って表明した漁業主体が関係する紛争を友好的な方法によって解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

5　漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

外務大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三